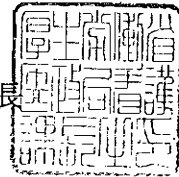




医政看発0214第2号
平成23年2月14日

(社) 全国国民健康保険
診療施設協議会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「新人看護職員研修に関する検討会報告書」の送付について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標記検討会において、看護の質の向上の観点から、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための新人看護職員研修について検討し、別添のとおり報告書を取りまとめましたので送付いたします。

同検討会においては、平成21年12月25日に中間まとめ及び新人看護職員ガイドラインを公表したところですが、今般、新人保健師、新人助産師の研修についての検討結果等を加え、とりまとめたものです。

すでにご承知のとおり、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務として規定され、平成22年4月1日より施行されております。

このため、新人看護職員を迎えるすべての医療機関等において、本報告書で提示した新人看護職員研修ガイドラインが活用され、新人看護職員研修が実施されることが期待されます。

つきましては、貴会傘下の団体等に対する本報告書の周知について、ご協力くださいますようお願い致します。

今後とも、新人看護職員研修の推進についてご理解を賜りますとともに、各般の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本報告書及び新人看護職員研修ガイドラインは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000128o8.html>) に掲載されておりますことを申し添えます。